

【議事録】令和3年第1回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会

日 時：令和3年7月5日 10:00～12:00

場 所：鳥取県庁第二庁舎災害対策本部室

参加者：別紙のとおり

【概要】

第1回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会開催を開催し、意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

【主な意見・質問】

NO	委員名	内容	回答・今後の対応
■条例概要について			
1	-	・ふくまち補助金の実績を教えて欲しい。	・R元年22件、R2年14件の実績あり。 ・詳細な資料については次回の委員会に提示する。
2	-	・他県のバリアフリー条例との比較はあるか？鳥取県独自で考えているか？	・鳥取県は全国的に見ても厳しく先進的な条例。 ・次回の委員会で他県比較資料を提示する。
3	-	・小学校区単位の地区集会所は適合義務の対象となるか？その場合、ふくまち補助金は対象となるか？	・地区集会所は適合義務の対象外だが、県としてバリアフリーを推進するためふくまち補助金は対象となる。
4	-	・適合義務の規模に満たさなければ罰則規定はないという理解か？ ・既存建築物との兼ね合いを教えて欲しい。	・検査済証が無ければ建物が建てられない。検査済がない建物はそもそも罰則規定対象となる。 ・用途変更の場合は規制対象となる。
■検討1について			
5	-	・適合率を単純に上げるために、基準適用面積を引き下げようなどではないと思う。今のままの面積でも良いのではないか。そのあたりの検討はしたのか。	・適合率を上げることが目的ではなく、より福祉まちづくりを進める上でバリアフリー化の義務付面積引下げを検討してはという提案を行った。委員会で検討を進める。
6	-	・特別特定建築物に限った適合率算出は反対する。	・あくまでの例えばのはなし。今後、委員会で検討する。
7	-	・理美容院の場合どのような適用基準が義務化されるか。 ・ハード面の整備だけでは限界がある。ソフト面の充実も必要と思う。 ・適合義務がかかるため、新築規模を引き下げる事例があったりするのではないか？	・マニュアルP7,8を参照。 ・ソフト面とハード面のバリアフリー化について委員会で審議したい。 ・あると思う。フォローとして費用負担を軽減していただくため補助金も設けている。

■検討2、3について			
8	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ロービジョンを提案事項に入れていただき感謝する。 ・視覚障害者の80%がロービジョン。見えづらはさは人それぞれのため、ロービジョンに対応した整備基準（色彩の数値）を設けることは難しいと思うので、大松先生（鳥大病院ロービジョン外来）や守本先生（岡大病院）に意見等を求めて欲しい。 ・意匠性を損なう整備を求めているわけではない。段鼻の色を変える、柱壁に線を引き柱だと分かるようにする等簡単な整備でかまわない。（既存も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご紹介いただいた先生のお話をお伺いする。 <p>鳥大病院 大松 寛先生</p> <p>岡大病院のロービジョン関係の先生 どちらかの先生だと思われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守本典子先生 ・森實祐基先生
9	-	<ul style="list-style-type: none"> ・音声誘導装置は、県内あるいは全国的にシグナルエイドに統一して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考にさせていただく。
10	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ロービジョン者への配慮というのは非常に良い取り組み。 ・公共施設で統一的なデザインを示して、民間に浸透させる方法が良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインについては設計者の考え方もある。デザインを統一にすると面白くない部分もある。参考集の作成を検討する。
11	-	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の先進的な取り組みを参考にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・N02の他県の条例制定状況等と含めて次回報告する。
12	-	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県で点字ブロックなど先進的な取り組みをしていたので参考に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。
■検討4について			
13	-	<ul style="list-style-type: none"> ・不適用認定3件の具体例は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・P57のとおり。 <p>廊下幅、敷地内通路、出入口の幅</p>
14	-	<ul style="list-style-type: none"> ・空家、空きビルは文化的価値ある建物も多い。まちづくりという観点が必要。 ・バリアフリー化された建物とは切り分け深掘する必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりという観点で他部局とも連携し取り組みたい。 ・条例適合できず利用できない建物を利用していかという観点で提案した。今後も引き続き検討する。
15	-	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たす改修は膨大なコストがかかる。空家、空きビルはおそらく解体することが現実的だと考えていた。どこまでの空家・空きビル活用するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家、空きビルは耐震性の課題や検査済証が無いなど課題もあるが、地域の資源となっている建物でもあるため活用できる方法も検討していきたい。
16	-	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「福祉のまちづくり条例改正に向けた提言（1）」を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前説明で提示された内容とほぼ同様。飲食店を50㎡に引き下げることには言及されていなかった。 ・次回委員会で、対応案を示す。

以上